

大阪市告示第1650号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり大阪市立男女共同参画センター西部館の指定管理者が大阪市立こども文化センターの施設内において行う男女共同参画センター西部館事業の内容等について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横 山 英 幸

事業名	実施日時	事業を行うこども文化センターの施設
オレンジ・ランプ上映会「認知症と生きる。～ある夫婦からのメッセージ～」	令和8年2月11日（水） 9時から21時30分	ホール、控室1、控室2
SDGs LABO わかものアイデアコンテスト	令和8年2月23日（月） 9時から21時30分	ホール、控室1、控室2

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）